

資料16-1 行政区別認定数

(令和4年3月末現在)

事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数	事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数
		治ゆ等	死亡	他指定 地域 転出				治ゆ等	死亡	他指定 地域 転出	
北	587	246	216	29	96	東淀川	1,038	482	370	47	139
都島	821	334	326	30	131	東成	662	199	328	27	108
福島	890	283	483	19	105	生野	2,542	903	1,262	100	277
此花	3,305	1,618	1,301	58	328	旭	958	392	384	50	132
中央	437	142	202	17	76	城東	3,363	1,424	1,264	119	556
西	764	441	207	18	98	鶴見	1,242	495	441	56	250
港	1,847	858	744	33	212	阿倍野	623	208	294	29	92
大正	2,212	1,127	743	51	291	住之江	1,580	670	608	52	250
天王寺	358	159	132	18	49	住吉	1,191	494	500	46	151
浪速	834	300	425	30	79	東住吉	1,252	481	575	39	157
西淀川	7,039	3,507	2,776	141	615	平野	1,578	665	616	59	238
淀川	1,838	820	699	70	249	西成	2,935	824	1,729	70	312
						総計	39,896	17,072	16,625	1,208	4,991

資料16-2 認定疾病別内訳

(令和4年3月末現在)

病名	慢性 気管支炎	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気しゅ	計
被認定者数	610	4,257	0	124	4,991

資料16-3 障害等級別内訳

(令和4年3月末現在)

等級	特級	1級	2級	3級	級外	その他	計
被認定者数	0	0	321	3,017	1,284	369	4,991

- (注) 特級 労働不能、常時介護を要する状態
 1級 労働不能、日常生活に著しい制限を要する状態
 2級 労働に著しい制限、日常生活に制限を要する状態
 3級 労働に制限、日常生活にやや制限を要する状態
 級外 3級に該当しない状態
 その他 等級未決定者

資料16-4 補償給付

種 類	給 付 内 容
療養の給付	被認定者が指定疾病について医療を受けた場合、その医療費の全額を現物支給
療 養 手 当	被認定者が指定疾病について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の状況に応じて支給 23,700円(通院日数4日以上14日以内)～37,100円(入院日数15日以上)
障害補償費	15歳以上の被認定者が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて定期的に支給 基礎月額 男子 213,400円 ～ 361,400円 女子 179,200円 ～ 233,300円 障害等級 特 級 基礎月額+介護加算(46,100円) 1 級 基礎月額 2 級 // の50% 3 級 // の30%
遺族補償費	被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡した被認定者によって生計を維持されていた一定の範囲の遺族に対し、10年間定期的に支給 基礎月額 (100%起因する場合) 男子 186,700円 ～316,200円 女子 156,800円 ～204,100円
遺 族 補 償 一 時 金	被認定者が指定疾病に起因して死亡し、遺族補償費を受ける遺族がない場合等に一定範囲の遺族に一時金として支給 支給額 (100%起因する場合) 基礎月額×36月
葬 祭 料	被認定者が指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者の請求に基づき支給 支給額 670,000円(100%起因する場合)

(注)表中の支給金額は、令和4年4月1日現在